

申し込み時の
必要事項

① 行事名(希望する日時・曜日・会場・コースなども) ② 住所(郵便番号も) ③ 氏名(ふりがな) ④ 年齢
 ⑤ 電話番号(ファクスの方はファクス番号、メールの方はEメールアドレスも) ⑥ 学校名・学年(児童・生徒のみ)
 ⑦ 返信先(往復はがきの場合)

1月4日(木)は
固定資産税
都市計画税
(第4期分)
の納期限です

市税の納め忘れは
ありませんか?
今一度、
お確かめの上、
年内に納めましょう。

火災などの災害により住宅が
19年1月1日現在、土地を所
有する方で、18年12月31日ま
でに住宅の新築、建て替え、
取り壊しなどを行った場合は
申告してください。

住宅用地は、所有者の申告
に基づき認定される住宅の敷
地で、課税標準の特例として
税負担が軽減されます。平成
17年1月2日以後に

申告を▽

△住宅用地・被災住宅用地の
申告を▽

 税金

7 9 詳細 2月28日(木)まで。
対インターネット・電子メー
ルが使用できる方。
申ウェブサイトにメールアド
レスを登録。HP 産業企画課 (211) 23

内自主的な健康チェックの
ウエブサービス「うえるねす
俱楽部」のモニターを募集。
アドレス www.sapporo-walkin.
g.jp

うえるねす俱楽部実証実験
モニター募集

高齢者名簿調査にご協力を
ありますので、ご協力をお願
いします。

高齢者名簿調査にご協力を
ありますので、ご協力をお願
いします。



滅失、損壊した場合、申告に
基づき災害の発生後2年度分
に限り、被災前と同じく住宅
用地と認定し税負担を軽減す
る制度があります。申告期限
はいずれも1月31日(木)です。

すこやか健診・肝炎ウイルス検診・がん検診

市では、日ごろ健康診査を受ける機会のない方(自営業の方など)に対し、下表の通り健康診査を行っています。
※次の①~④のいずれかに該当する方は()内の書類を受診時に提示すると無料となります。

- ①70歳以上の方
(年齢を確認できる書類、※例: 健康保険証など)
- ②65歳以上の老人保健法医療受給者の方
(老人保健法医療受給者証)
- ③生活保護受給者世帯の方(生活保護受給証明書)
- ④市町村民税非課税世帯の方(市町村民税課税証明書)

詳細 市コールセンター ☎ 222-4894

高齢者の福祉サービスなど
に活用するため、市では66歳
の整理を行っています。民生
委員が訪問調査を行う場合が
ありますので、ご協力をお願
いします。

高齢者の福祉サービスなど
に達する直前の方などを対象
に、世帯状況を把握する名簿
調査を行っています。民生
委員が訪問調査を行う場合が
ありますので、ご協力をお願
いします。

高齢者・障がい者
住宅リフオーム資金融資

いします。
7 6 詳細 高齢福祉課 (211) 29 いします。

種別	実施機関・場所	費用	対象者・検診内容など
すこやか健診	指定医療機関※1	1,200円	【対象者】40歳以上 【受診間隔】1年に1回 【検診内容】問診・身体計測・聴打診・血圧測定・尿検査・血液検査・心電図・胸部エックス線撮影など(65歳以上の方は、生活機能に関する質問票の記入なども追加で実施)
C・B型肝炎ウイルス検診	指定医療機関※1	検診内容により300円~900円	※すこやか健診の受診者で一定の条件に該当する方が対象
胃がん・大腸がん検診 (原則として同時受診)	指定医療機関※1 対がん協会(要予約)※2 検診車(区保健センター、要予約)	3,000円 1,100円	【対象者】40歳以上 【受診間隔】1年に1回 【検診内容】胃=問診、胃部エックス線撮影 大腸=問診、便潜血検査
子宮がん検診	指定医療機関※1 対がん協会(要予約)※2 検診車(区保健センター、要予約)	1,400円 2,100円 1,000円 1,600円	【対象者】20歳以上 【受診間隔】2年に1回(偶数歳受診) 【検診内容】 頸部=問診、視診、細胞診、内診 体部=一定の条件に該当する方に細胞診
乳がん検診	指定医療機関(要予約)※1 対がん協会(要予約)※2	40歳以上 50歳未満 50歳以上 40歳以上 50歳未満 50歳以上 1,800円 1,400円 1,300円 1,100円	【対象者】40歳以上 【受診間隔】2年に1回(偶数歳受診) 【検診内容】問診、視診、触診、マンモグラフィ検査(乳房エックス線撮影)
肺がん検診	複十字総合健診センター※3	撮影+読影 上記+喀痰検査 無料 400円	【対象者】40歳以上 【受診間隔】1年に1回 【検診内容】問診、胸部エックス線撮影、読影。一定の条件に該当する方に喀痰検査

※1指定医療機関についてはお問い合わせください

※2対がん協会: 東北26東14 ☎ 748-5522

※3複十字総合健診センター: エルプラザ内(20階) ☎ 700-1331

特定不妊治療(体外受精および顕微授精)の治療費の助成期間が通算2年から5年に変更となりました。1年度当

保は5年以内。有担保の場合①は15年以内、②は20年以内。返済元金均等毎月払い。無担保は5年以内。有担保の場合は①は55歳以上か身体障害者手帳(対象工事制限あり)をする市民で次の条件に該当する方。

その同居親族(親子は別居可)。B前年の所得が千200万円以下。C申込時年齢20歳以上。ただし、融資実行時および完済時年齢上限は各金融機関により異なる。D市民税滞納がない。

2分の1を助成します。
対特定不妊治療以外では妊娠の見込みが極めて少ないと診断された法律上の夫婦で、一定の要件を満たす方。詳しくはお問い合わせください。

■治療費の助成 不妊治療への支援 内相談 ■相談
特定不妊治療(体外受精および顕微授精)の治療費の助成期間が通算2年から5年に変更となりました。1年度当

態で行っています。内医師・カウンセラーが不妊症の診断や治療方法などの専門相談センターで行っています。

申対象となる治療費を支払った日の翌日から60日以内に申請。なお、助成が通算3年度目に当たる方が今年4月から10月に支払った治療費については、11月1日から60日以内とします。